

西ノ島町の給与・定員管理等について

1. 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

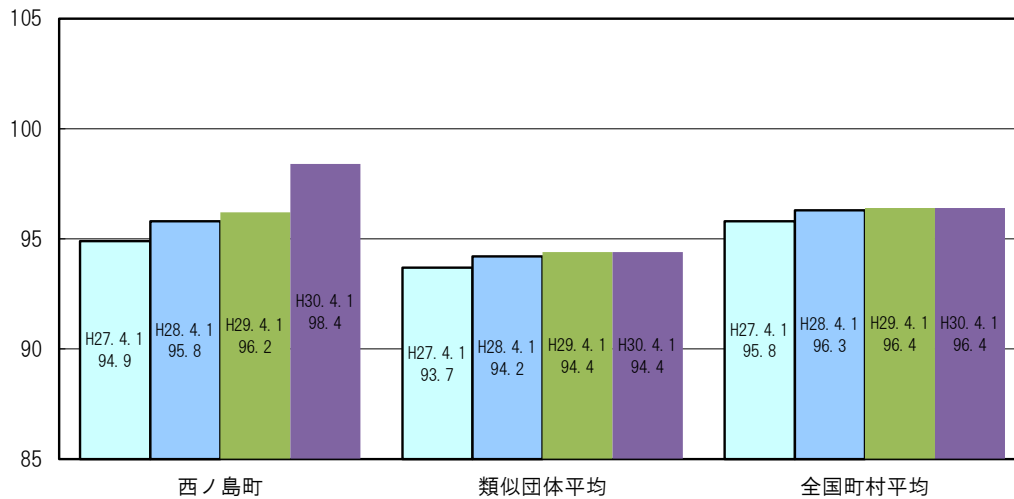
区分	住民基本台帳人口 (平成30年1月1日)	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)	(参考) 28年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
29年度	2,887	7,009,713	51,459	561,596	8.0	10.2

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 (A)	給与費				(参考) 一人当たり 給与費(B/A)	(参考) 類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
29年度	65	219,044	30,180	81,782	331,006	5,092	5,470

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、平成29年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

(4) 給与改定の状況

人事委員会未設置

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。
--

①給料表の見直し

〔実施〕

(給料表の改定実施時期) 平成28年4月1日

(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引き下げ
激変緩和のための経過措置(現給保障)を実施。
他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

〔支給実績なし〕

③その他の見直し

〔特になし〕

(6) 特記事項

特になし

2. 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成30年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
西ノ島町	37.8 歳	272,578 円	311,509 円	296,736 円
島根県	43.3 歳	327,580 円	403,833 円	354,922 円
国	43.5 歳	329,845 円	—	410,940 円
類似団体	41.2 歳	292,303 円	336,451 円	318,919 円

②技能労務職

区分	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
西ノ島町	50.0 歳	3 人	279,133 円	297,467 円	297,467 円
島根県	— 歳	—	— 円	— 円	— 円
国	50.7 歳	2,553人	286,817 円	— 円	328,637 円
類似団体	49.0 歳	3 人	259,687 円	286,127 円	273,594 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成30年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当等の全ての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(2) 職員の初任給の状況（平成30年4月1日現在）

区分		西ノ島町	島根県	国
一般行政職	大学卒	168,600 円	180,203 円	179,200 円
	高校卒	147,100 円	147,923 円	147,100 円
技能労務職	高校卒	144,500 円	154,862 円	—
	中学卒	—	—	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成30年4月1日現在）

区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	— 円	— 円	— 円	— 円
	高校卒	— 円	— 円	※ 円	※ 円
技能労務職	高校卒	— 円	— 円	— 円	— 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円	— 円

(注) 個人情報保護の観点から、対象となる職員が1人又は2人の場合は、当該欄は「アスタリスク(※)」としている。

(その他、該当する数値のない欄については、すべて「ハイフン(—)」としている。

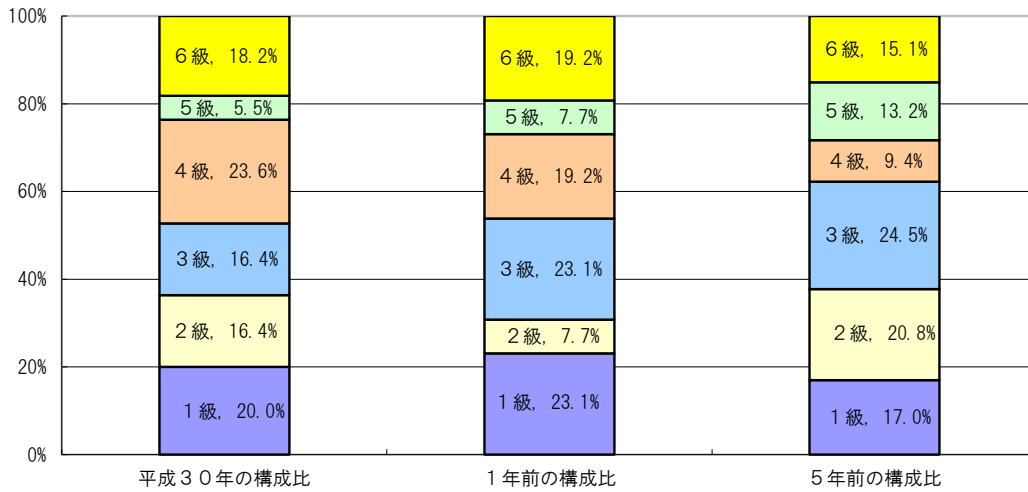
3. 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成30年4月1日現在）

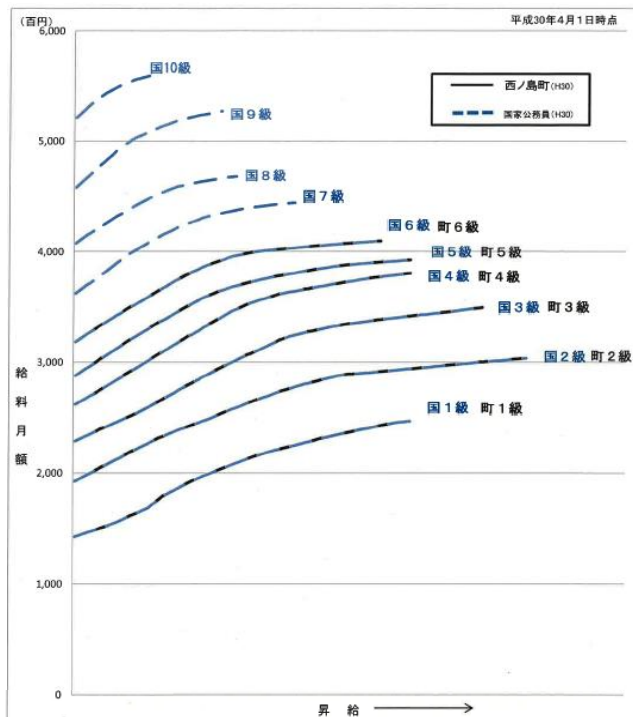
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事	11人	20.0%	142,600円	247,100円
2級	主任主事	9人	16.4%	192,700円	303,800円
3級	主任	9人	16.4%	228,900円	349,600円
4級	係長	13人	23.6%	262,000円	380,600円
5級	課長補佐	3人	5.5%	288,000円	392,600円
6級	課長	10人	18.2%	318,500円	409,800円

- (注) 1 西ノ島町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

職員構成比



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（平成30年4月1日現在）



(3)昇給への人事評価の活用状況（西ノ島町）

平成30年4月2日から平成31年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している				
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）	○		○	
ロ 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	平成32年度		平成32年度	

4. 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

西ノ島町	島根県	国
1人当たり平均支給額（29年度） 1,219 千円	1人当たり平均支給額（29年度） 1,556 千円	—
（29年度支給割合） 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.80 月分 （1.45）月分（0.85）月分	（29年度支給割合） 期末手当 2.40 月分 勤勉手当 1.65 月分 （1.25）月分（0.90）月分	（29年度支給割合） 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.80 月分 （1.45）月分（0.85）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 役職加算 5～10%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 15～25%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（西ノ島町）

平成30年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している				
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率				
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）	○		○	
ロ 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	平成31年度		平成32年度	

(2) 退職手当（平成30年4月1日現在）

西ノ島町			国		
(支給率)	自己都合	勤奨・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2%～20%加算）			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（割増率2～4.5%）		
1人当たり 平均支給額	14,364 千円				

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、29年度に退職した職員に支給された平均額である。

個人情報保護の観点から、対象となる職員数が1人又は2人の場合は、当該箇所を「アスタリスク(*)」としています。

(3) 地域手当（平成30年4月1日現在）

支給実績（平成29年度決算）		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成29年度決算）		0 千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
該当なし	- %	- 人	- %

(4) 特殊勤務手当（平成30年4月1日現在）

支給実績（平成29年度決算）		35 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（平成29年度決算）		34,800 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成29年度）		1.5 %		
手当の種類（手当数）		7		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (平成29年度決算)	左記職員に対する支給単価
税務職員の特殊勤務手当	税務職員	滞納業務	- 千円	1日2時間超500円 月額3,000円以内
伝染病防疫作業従事手当	保健業務職員	防疫作業	- 千円	日額 500円
死体処理手当	全職員	死体処理作業	- 千円	1回 3,000円
直営診療施設の特別手当	看護師	レントゲン取扱業務	35 千円	1件 300円
遠隔地勤務特別手当	国、県からの派遣職員		- 千円	給料の80/100を超えない範囲
火葬作業手当	火葬業務職員	火葬業務	- 千円	1回6,000円（年末年始18,000円） 霊柩車運転1回 1,000円
直営バス特別手当	運行管理者に任命された職員	バス運転業務	- 千円	運行管理者 月額5,000円 整備管理者 月額3,000円 上記の兼務者 月額5,000円 現金取扱者 月額3,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（平成29年度決算）	11,928 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成29年度決算）	221 千円
支給実績（平成28年度決算）	10,597 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成28年度決算）	200 千円

（注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（平成30年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	支給実績 （29年度決算）	支給職員1人当たり 平均支給年額 （29年度決算）
扶養手当	・ 配偶者 6,500円 ・ 子 10,000円 ・ その他 6,500円 ・ 特定期間（満16歳年度初めから満22歳年度末）の子の加算 5,000円	同	5,811 千円	232,440 円
住居手当	・ 借家・借間居住者 ①家賃が12,000円以上23,000円以下の場合 家賃 -12,000円の金額 ②家賃が23,000円を超える場合 (家賃-23,000円) × 1/2 + 11,000円 ただし27,000円を上限とする	同	6,000 千円	171,429 円
通勤手当	・ 自動車等使用者 2~5km 2,000円 5~10km 4,200円 他	同	1,474 千円	41,135 円
管理職手当	・ 課長 33,200円 ・ 支所長・事務局長等 24,900円	異	4,215 千円	459,818 円

5. 特別職の報酬等の状況（平成30年4月1日現在）

区 分		給 料		月 額		等		
給料	町 長	690,000円	(参考) 類似団体における最高/最低額				770,000 円/	384,000 円
	副 町 長	587,000円					630,000 円/	391,800 円
報酬	議 長	249,000円					344,000 円/	140,000 円
	副 議 長	207,000円					279,000 円/	115,000 円
	議 員	173,000円					261,000 円/	100,000 円
期末手当	町 長	(29年度支給割合)		3.35	月分			
	副 町 長	(29年度支給割合)		3.35	月分			
退職手当	町 長	(算定方式)		(1期の手当額)		(支給時期)		
	副 町 長	69.0万円×在職年数×450/100		1,242 万円		任期毎		
	備 考	58.7万円×在職年数×270/100		634 万円		任期毎		

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)

勤めた場合における退職手当の見込額である。

6. 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

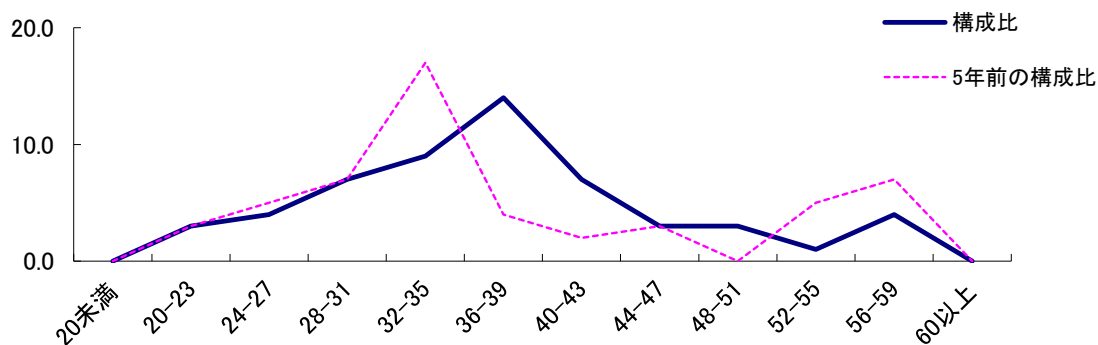
(各年4月1日現在)

部門	区分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由	
		平成30年	平成29年			
普 通 会 計 部 門	議 会	1	1	0	業務調整	
	総 務	19	17	2		
	税 務	4	4	0		
	一 般 行 政 部 門	農 水	6	6	0	業務調整 業務調整 業務調整 業務調整
		商 工	4	3	1	
		土 木	8	7	1	
		民 生	20	17	3	
	衛 生	4	4	0		
	計	66	59	7	<参考> 人口1万人当たり職員数 228.61 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 211.92 人)	
	教育部門	7	6	1	業務調整	
	小 計	73	65	8	<参考> 人口1万人当たり職員数 252.86 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 249.58 人)	
公 営 会 企 計 業 部 等 門	病 院	2	2	0		
	水 道	1	1	0		
	下 水 道	1	1	0		
	そ の 他	1	1	0		
	小 計	5	5	0		
合 計		78	70	8	<参考> 人口1万人当たり職員数 270.18 人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成30年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	1人	3人	4人	7人	9人	14人	7人	3人	3人	1人	4人	1人	55人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	過去5年間の増減数(率)
一般行政		62	64	60	61	59	66	4 (6.5%)
教育		9	9	7	6	6	7	△2 (△22.2%)
普通会計		71	73	67	67	65	73	2 (2.8%)
公営企業等会計		7	6	7	6	5	5	△2 (△28.6%)
総合計		78	79	74	73	70	78	0 (0)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。